

# 「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」提出書類早見表

## ○提出書類

緑色の「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」は皆様必ず提出となります。  
プラスして、雇用の場合や自営の場合などで必要書類が変わるので、下記の場合分けを参考に提出書類の確認をお願いいたします。

※提出書類は6月以降の状況がわかるものを提出お願いいたします。

## ・「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」（全員提出）

+

## 下記の該当する状況に関する書類

### ・雇用の場合（下記①～③の書類のうちいずれか）

- ①「雇用証明書（様式4）」
- ②賃金支払明細書（支払者名・支払者住所・支払月・対象者名記載あるもの）
- ③健康保険の情報が確認できるもの（例：マイナ保険証を利用の場合はマイナポータルにログインの上、健康保険証のスクリーンショット、資格確認書等の写し）

※青梅市国保は証明になりません

### ・自営業の場合（下記①+②～⑥のいずれか）

- ①「自営業従事申告書（様式5）」
- ②個人的消費とは言えない量や頻度の納品書
- ③事業所の許認可に関する書類
- ④事業所の存在が前提になっている公的機関や第三者とのやりとりのわかる書類等
- ⑤事業としての広告掲載を行っていることがわかるもの
- ⑥その他 自営業を行っていることがわかる書類等

★事業性があるか当市で判断できない場合、追加書類の提出を依頼することがあります。

### ・障害の場合（下記①～④のいずれか）

- ①身体障害者手帳1級、2級、3級の写し（手帳に記載されている事項により、児童扶養手当法施行令別表第1に該当することが明らかである場合）
- ②愛の手帳1度、2度の写し（療育手帳（A））
- ③精神障害者手帳1級、2級の写し
- ④児童扶養手当法施行令別表1に定める障害状態に関する医師の診断書及びエックス線直接撮影写真

### ・在学の場合（下記①のみ）

- ①在学証明書（学生証は不可）

## ・求職（採用選考など）の場合（下記①+②～③または④～⑥のいずれか）

- ①「求職活動等申告書（様式6）」内の1～5に該当する人は①プラス②の書類  
内の6に該当する人は①プラス③の書類

- ② ①+「求職活動支援機関等利用証明書（様式7）」

※様式7：求職活動利用相談は、適用除外届提出年度6月以降で「2回」以上の活動が必要です。

- ③ ①+「採用選考証明書（様式8）」

- ④雇用保険法の「雇用保険受給資格者証」の写し

- ⑤公共職業訓練受講者は、職安による受講指示書の写し

- ⑥職業能力の開発、向上のため専修学校その他養成機関に在学時、在学証明書（学生証不可）

## ・疾病の場合（下記①～④のいずれか）

- ①特定疾患医療受給者証の写し

- ②特定疾病療養受療証の写し

- ③相当期間、療養等が必要であることを証する医師の「診断書（様式9）」

- ④その他、負傷・疾病等により就業が困難であることを明らかにできる書類

## ・介護の場合（①+下記②～⑨のいずれか）

- ①民生委員の調査書・意見書（受給者が介護を理由に就労することが困難なことが記載されたもの）

★下記は介護を必要とする児童または親族の方についての書類

- ②身体障害者手帳1級、2級、3級の写し（手帳に記載されている事項により、児童扶養手当法施行令別表第1に該当することが明らかである場合）

- ③愛の手帳1度、2度の写し（療育手帳（A））

- ④精神障害者手帳1級、2級の写し

- ⑤児童扶養手当法施行令別表1に定める障害状態に関する医師の診断書及びエックス線直接撮影写真

- ⑥特定疾患医療受給者証の写し

- ⑦特定疾病療養受療証の写し

- ⑧特別児童扶養手当受給者証の写し

- ⑨相当期間、療養等が必要であることを証する医師の診断書（様式9）